

令和7年度久御山町産業大使
（「ものづくりの苗処」事業）

令和7年4月4日

1 目的

SNS等を活用し久御山町の産業情報等を町内外に広く発信することでシティプロモーションの一助とし、全世代・全員活躍のまちくみやまの知名度の向上を図る。

2 事業期間

令和7年4月15日から令和8年3月31日

3 事業内容

(1) 自身のSNS等を使用し、次の項目のうち一つ以上を6月2日から翌年の3月1日まで1週間に1回以上毎週投稿する。使用するSNS等がYouTube（ユーチューブ）の場合は、1か月に1回以上毎月投稿するものとする。

① 町内の産業情報

例) 自身が勤めている企業の風景、収穫した作物をコメント付で

② 町内のイベント情報

例) 町が行うイベントや研修会、企業内のイベントや研修

③ 町内の日常風景

例) くみやま夢タワー137、久御山ジャンクション、田園風景

(2) 毎回の投稿に「久御山町産業大使」と「ええとこくみやま」を付ける。

(3) 不特定多数の人が見るできるように投稿する。

4 対象者

(1) 町内在住、在勤又は在学で18歳以上の人

(2) パソコンやスマートフォン等のインターネットを利用できる機器を有し、SNS等で積極的に情報発信できる人

5 定員

50人

6 任期

大使として委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の末日まで

7 謝礼

- (1) 自身のSNS等を使用し、指定された期間に1週間に1回以上（使用するSNSがYoutube（ユーチューブ）の場合は1か月に1回以上）、キーワード「久御山町産業大使」及び「ええとこくみやま」を付けて投稿している大使には1か月クリアするごとに500円を積み立てる。
- (2) SNSのフォロワー数（登録者数）が年度ごとの事業期間中に30%以上増加した大使には4,000円を積み立てる。
- (3) (1) 及び (2) で積み立てた合計金額相当の特産品を年度末に進呈する。

8 事業の流れ

- (1) 広報くみやま4月15日号及び町ホームページで募集（5/8締切り）
- (2) 応募者のうちから、要件を満たしているかどうかを審査したうえで、居住地域等を考慮して適当と認める者を大使として委嘱し、委嘱書と「久御山町産業大使」カードを交付
- (3) 大使の使用するSNS等の種類とユーザー名を町ホームページで公開
- (4) 6月2日から翌年3月1日まで自身のSNS等で投稿
- (5) 投稿された回数・内容等を毎月末に確認し、達成した者に謝礼を贈呈

9 SNS等の種類

- (1) X（エックス）
- (2) Facebook（フェイスブック）
- (3) YouTube（ユーチューブ）
- (4) Instagram（インスタグラム）

10 禁止事項

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 第三者を誹謗、中傷する行為
- (4) 第三者に不利益を与える行為
- (5) 選挙運動またはこれに類似する行為
- (6) その他町長が不適当と判断する行為

11 予算措置

款) 商工費 項) 商工費 目) 商工振興費

事業) 「ものづくりの苗処」事業 節) 報償費 細々節) 産業大使謝礼

令和7年度当初予算 150千円 (10千円 × 50人 × 0.6 × 1/2)

12 その他

- (1) 事業の実施に要する通信費等の経費は大使の自己負担とする。
- (2) 個人の映り込みや機密事項を投稿する場合の許可等は大使自らが得ること。
- (3) 大使が自主的に行う行動により生じた事柄についての一切の責任は、大使自らが負うものとする。この場合において、町に対しての責任は問えないものとする。